

指名停止業者一覧(平成21年度)

業者名	期間	始期	終期	指名停止の理由 【 】内は指名停止該当条項
西松建設株式会社	4箇月	21.3.3	21.7.2	<p>西松建設株式会社は、東京地検特捜部に、平成18年2月から平成19年8月の間、計5回にわたり、計7千万円を国内に不正に持ち込んだ外国為替及び外国貿易法違反の疑いで、平成21年1月14日、元副社長らが逮捕されるとともに、同月20日、前社長が逮捕された。</p> <p>このため当市は、同社に対し平成21年3月3日から3ヶ月間の指名停止措置を講じたところであるが、平成21年3月3日、政治資金規正法違反の疑いで上記業者の前社長(外国為替及び外国貿易法違反容疑で1月20日逮捕、2月10日起訴)を再逮捕し、同法違反罪で3月24日に東京地検特捜部に追起訴された。</p> <p>【第4条第5項(極めて悪質かつ重大な事由)に該当】</p>
西松建設株式会社	1箇月	21.7.21	21.8.20	<p>西松建設株式会社は、平成18年6月から7月の間、政治団体のパーティー券を他人名義で購入していたとして、東京地検特捜部に、平成21年6月26日、政治資金規正法違反で元代表取締役が起訴された。</p> <p>【別表第2第10号(不正又は不誠実な行為)に該当】</p>
株式会社クボタ	2箇月	21.7.21	21.9.20	<p>株式会社クボタは、監理技術者資格者証の携帯が必要とされる工事において、資格要件を満たさない者を専任の監理技術者として配置していたとして、平成21年6月25日国土交通省近畿地方整備局長から監督処分(営業停止処分)を受けた。</p> <p>【別表第2第8号(建設業法違反行為)に該当】</p>
大成建設株式会社	2箇月	21.8.4	21.10.3	<p>大成建設(株)及び(株)竹中工務店の社員は、平成20年4月2日、兵庫県姫路市内で施工した工場建設工事において、水質汚濁防止法の規定による排水基準を超える強アルカリ性の湧出水を、過失により適切な処置を講じず公共用水域に排出させた。このことが同法に違反するとして、平成21年3月16日、姫路区検察庁から公訴を提起された。</p> <p>【別表第2第10号(不正又は不誠実な行為)に該当】</p>
株式会社竹中工務店	2箇月	21.8.4	21.10.3	
シンドラエレベータ株式会社	1箇月	21.8.18	21.9.17	<p>シンドラエレベータ株式会社は、平成18年6月に、東京都港区の公営マンションで住民がエレベータの床と天井に挟まれて死亡した事故に関し、上記業者の元東京支社保守部長ら2名が業務上過失致死罪で東京地検により公訴を提起された。</p> <p>【別表第2第10号(不正又は不誠実な行為)に該当】</p>
エスエヌ環境テクノロジー株式会社	4箇月	21.9.29	22.1.28	<p>エスエヌ環境テクノロジー株式会社は、福岡県の田川地区清掃施設組合発注の焼却炉改修整備工事の入札に関し、平成21年7月6日、競売入札妨害の容疑で九州支店長が福岡県警に逮捕された。さらに同月27日、贈賄容疑で同県警により九州支店長が再逮捕されるとともに、同容疑で営業統括部長が逮捕された。</p> <p>【入札参加停止要綱別表第2第3号(贈賄)及び第6号(競売入札妨害又は談合)に該当】</p>
山田工業株式会社	4箇月	21.9.29	22.1.28	<p>山田工業株式会社は、福岡県の田川地区清掃施設組合発注のし尿処理施設整備工事の入札に関し、福岡支店長及び同支店営業部長が、平成21年8月7日には競売入札妨害の容疑で、同月28日には贈賄の容疑で福岡県警に逮捕された。</p> <p>【入札参加停止要綱別表第2第3号(贈賄)及び第6号(競売入札妨害又は談合)に該当】</p>

指名停止業者一覧(平成21年度)

業者名	期間	始期	終期	指名停止の理由 【 】内は指名停止該当条項
新生テクノス株式会社	1箇月	21.9.29	21.10.28	<p>新生テクノス株式会社は、施工現場において3次下請会社所属の労働者が約1カ月間入院する重傷を負ったにもかかわらず、労働基準監督署に対して労働者死傷病報告書を提出しなかったとして、労働安全衛生法第100条第1項及び労働安全衛生規則第97条第1項違反により、現場代理人が公訴を提起され、平成21年2月24日に罰金30万円の判決を受けた。</p> <p>【別表第2第10号(不正又は不誠実な行為)に該当】</p>
日本オーチス・エレベータ株式会社	1箇月	22.3.2	22.4.1	<p>日本オーチス・エレベータ株式会社は、名古屋市中区の市営地下鉄久屋大通駅で、平成20年5月、エスカレーターが逆走し14人が負傷した事故に関し、平成21年12月28日、上記業者の従業員が業務上過失傷害罪で公訴を提起された。</p> <p>【別表第2第10号(不正又は不誠実な行為)に該当】</p>